

# 時間外・休日労働に関する協定届 記入の手引き

東京労働局労働基準部 労働時間課

## 1 どんな場合に協定届が必要なのか

法定の労働時間を超えて労働（時間外労働）させる場合、または、法定の休日に労働（休日労働）させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。

法定労働時間とは、1日8時間、1週40時間（特例措置対象事業場については44時間）と定められていますが、変形労働時間制を採用する場合を除いて、この時間を超えて労働させる場合は時間外労働となります。

また、法定休日とは1週間に1日の休日（変形休日制を採用する場合は4週4日）と定められておりますが、この休日に労働させる場合は休日労働となります。

## 2 「36協定」の締結単位

36協定は、事業場単位で締結し届け出る必要があります。1つの会社で別々の場所に工場・支店などがある場合は、通常はその工場・支店などがそれぞれ1つの事業場にあた

りますので工場・支店などごとに36協定を締結し、それぞれの所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出る必要があります。

## 3 割増賃金の支払い

時間外労働をさせた場合は2割5分以上の、休日労働をさせた場合は3割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。

なお、土曜日と日曜日を休日とするような週休2日制を

採用している事業場については1週間に休日があるもので、どちらの休日の労働に対して3割5分以上の割増賃金を支払うかを就業規則などで明確にしておくようにして下さい。

## 4 延長時間について

36協定の延長時間は①1日、②1日を超え3ヶ月以内の期間、③1年間、の3つについて協定しなければならないことになっています。

### (1) 1日の延長時間の限度

危険有害業務で法令で定める業務に従事する者の時間外労働の上限は1日2時間とされていますが、この具体的な業務は以下のとおりとなっています。

◎坑内での労働、◎多量の高熱物体取扱・著しく暑熱な場所の業務、◎多量の低温物体取扱・著しく寒冷な場所の業務、◎エックス線などの有害放射線にさらされる業務、◎土石などのじんあい・粉末を著しく飛散する場所の業務、◎異常気圧下業務、◎削岩機などの使用による身

体の著しい振動業務、◎重量物取扱などの重激業務、◎ボイラー製造などの強烈な騒音発生場所の業務、◎船・水銀などの有害物発散場所の業務

これら以外の業務について、1日の延長時間の限度についての規制は原則としてありません。

### (2) 1日を超える期間の延長時間の限度

①「1日を超え3ヶ月以内の期間」と「1年間」についての延長時間は、4ページの表1のとおりその期間ごとに限度時間が決められています。

②臨時に限度額を超えて時間外労働を行う特別の事情が予想される場合には、特別条項付き協定（4ページ参照）を締結することによって前記①の限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

【4ページに続く】

様式第9号 (第17条関係)

時間外労働に関する協定届  
休日労働

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				
金属製品製造業		東京金属工業株式会社文京工場		東京都文京区後楽1-7-22 (03-3814-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間	
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	製品管理	5人	1日8時間	3時間	30時間 1ヵ月(毎月1日)	250時間 1年(4月1日)	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決算事務	事務	5人	同上	3時間	25時間	230時間	同上
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	毎週土曜・日曜	1ヵ月に1日、8:30~17:30		平成〇年4月1日から1年間	

①業務の種類ごとに時間外・休日労働させることができる労働者数を記入して下さい。  
②満18歳未満の者に対して時間外労働・休日労働をさせることはできません。  
③男女別に記入しないで下さい。

「1日」、「1日を超え3ヶ月以内の期間」、「1年間」のそれぞれについて記入して下さい。この例では「1日を超え3ヶ月以内の期間」は「1ヶ月」です。

①延長時間の有効期間を記入して下さい。  
②有効期間は協定成立以後の期間となります。  
③有効期間終了以降も、時間外・休日労働をさせる場合は、再度協定を締結し届け出る必要があります。  
④延長時間についての有効期間は、別々に協定することができます。この場合、「1日を超え3ヶ月以内の期間」については1年未満の期間であっても差し支えない。有効期間については最短で1年間であるが1年間とすることが望ましいとされています。

業務の種類別に具体的事由を記入して下さい。

業務の種類を細分化し、記入して下さい。

危険有害業務で法令で定める業務に従事する者の時間外労働の上限は1日2時間です(1ページの4の(1)参照)。

1年単位の变形労働時間制を採用して、時間外労働をさせる場合に記入します。この場合は、この届の他に「1年単位の变形労働時間制に関する協定届」も届け出る必要があります。この制度を採用していない場合はこの欄を記入する必要はありません。

「1日を超え3ヶ月以内の期間」と「1年間」について、それぞれの期間の起算日を記入して下さい。この例では、毎月1日から月末までの期間を1ヶ月としています。仮に起算日を毎月1日にした場合の1ヶ月は毎月1日から翌月の10日までの期間となります。

期間ごとの延長時間を記入して下さい。延長時間は4ページの表1の限度時間以内として下さい。

この協定を締結した日付を記入して下さい。

監督署長に届け出る日付を記入して下さい。この協定届を監督署長に届けてはじめて時間外・休日労働をさせることができます。

協定の成立年月日 平成〇年3月20日  
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名  
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)  
平成〇年3月25日  
労働基準監督署長殿

使用者 職名 氏名  
経理課主任 後楽 花子

代表取締役社長 東京 太郎

労働者代表を選出した方法を記入して下さい。投票・挙手などの民主的手続きが必要であり、使用者の指名は認められません。過半数を代表する労働組合がある場合は、記入する必要はありません。

過半数を代表する労働組合がある場合はその労働組合を、ない場合は過半数代表者を選出してその者の職名と氏名を記入して下さい。管理監督者(部長・工場長など労務管理について経営者と一体的な立場にある者)が過半数代表者になることはできません。

この届出様式をもって、労使協定書とする場合には労働者代表の押印等が必要です。この場合、事業場に協定書として1部を保存しておく必要があります。

(例) 「一定期間についての延長時間は1ヶ月30時間とする。ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特  
(注1) (注2,3)  
 に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、1ヶ月50時間までこれを延長することができる。この場合、延長  
(注4) (注5) (注6)  
 時間を更に延長する回数は、6回までとする。」

この場合、次の要件を満たしていることが必要です。

- 原則としての延長時間(限度時間以内の時間)を定めること。(注1)
- 限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情をできるだけ具体的に定めること。(注2)
- 「特別の事情」は、次のア・イに該当するものであること。(注3)
  - ア.一時的又は突発的であること。
  - イ.全体として1年の半分を超えないことが見込まれること。

「特別の事情」の例 =一時的又は突発的な事由である必要があります

＜臨時的と認められるもの＞

- 予算、決算業務
- ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- 納期のひっ迫
- 大規模なクレームへの対応
- 機械のトラブルへの対応

＜臨時的と認められないもの＞

- (特に事由を限定せず)業務の都合上必要なとき
- (特に事由を限定せず)業務上やむを得ないとき
- (特に事由を限定せず)業務繁忙なとき
- 使用者が必要と認めるとき
- 年間を通じて適用されることが明らかな事由

- 一定期間の途中で特別の事情が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続きを、協議、通告、その他具体的に定めること。(注4)
  - 限度時間を超える一定の時間を定めること。(注5)
  - 限度時間を超えることのできる回数を定めること。(注6)
- ・「(限度時間を超える期間、時間につき)3ヶ月150時間まで延長することができることとする。この場合、延長時間を更に延長する回数は、2回までとする。」

③次の事業又は業務には表1の限度時間が適用されません。

(イ)工作物の建設等の事業、(ロ)自動車の運転の業務、(ハ)新技術・新商品等の研究開発の業務、(ニ)その他厚生労働省労働基準局長が指定する事業又は業務(郵政事業の年末年始における業務、船舶の改造、修繕に関する業務など)

※(ニ)について、1年間の限度時間は表1が適用されます。

(3) 育児・介護休業法に基づく延長時間の限度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者又は要介護状態の対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせることはできません。

(4) 所定外労働と法定外労働について

所定始業時刻が午前9時、所定終業時刻が午後5時、休憩時間が正午から1時間の事業場において午後7時まで2時間残業をした場合、合計で9時間労働したことになります。この場合、午後5時から6時までの1時間は所定労働時間を超えていますが、法定労働時間の8時間以内の(法定内の)時間外労働であるのに対して、午後6時から午後7時までの1時間は法定労働時間を超える(法定)時間外労働になり

ます。

36協定の延長時間は、本来、後者の法定労働時間を超える時間外労働について協定するべきものですが、延長時間を労使協定の中で所定労働時間を超える時間外労働について締結する場合は、その旨を協定の中で明らかにしておく必要があります。

(表1) 延長時間の限度

期 間	一般労働者 (右の欄以外の労働者)	1年単位の変形労働時間制 (期間3ヶ月超の対象労働者)
1 週 間	15時間	14時間
2 週 間	27時間	25時間
4 週 間	43時間	40時間
1 箇 月	45時間	42時間
2 箇 月	81時間	75時間
3 箇 月	120時間	110時間
1 年 間	360時間	320時間

※一定期間が上の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。  
 (具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。)  
 ※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また休日労働を含むものではありません。